

UPKI オープンドメイン証明書自動発行検証プロジェクトの参加に関する事務手続き要領

〔平成 21 年 4 月 1 日〕
〔認証作業部会決定〕

改正 平成 21 年 9 月 4 日

（目的）

第 1 条 この要領は、UPKI オープンドメイン証明書自動発行検証プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）参加要領（以下「参加要領」という。）第 2 1 条に基づき、本プロジェクト運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（プロジェクトが対象とするドメイン）

第 2 条 本プロジェクトが対象とするドメイン名は、原則として学術機関に付与される ac.jp のみを対象とする。ac.jp を保有しない参加機関で別に主たるドメイン名が存在する場合は、主たるドメイン名を対象とする。

2 前項の規定に関わらず、部会が特に必要があると認めた場合、参加要領第 4 条一号から三号の機関に対して、保有する主たるドメイン名に準ずるドメイン名を追加して認めることができる。

3 前 1 項のドメインについて、対象とするか否かについて疑義が生じた場合は、部会で審議するものとする。

（プロジェクトが対象とするサーバ）

第 3 条 本プロジェクトが対象とするサーバは、第 2 条を満たすドメイン名を付与し、本プロジェクトに参加する機関が組織として運用しているサーバとする。

（参加申請書の真正性の確認）

第 4 条 機関責任者から提出された参加申請書の情報から、国立情報学研究所学術情報ネットワーク運営・連携本部認証作業部会（以下「部会」という。）は、別に定める方法により機関責任者の所属機関に対して以下の各号について確認を行い、参加申請書の真正性を確認するものとする。

- 一 機関の本人性及び実在性
- 二 ドメインの本人性及び実在性
- 三 機関責任者の本人性

（登録担当者の任命）

第 5 条 機関責任者は、部会との業務連絡等を担当する登録担当者を任命する。その際、機関責任者は、登録担当者の本人性及び実在性の確認を行うとともに、参加要領第 6 条を理解していることを再度確認するものとする。なお、機関責任者は登録担当者を兼ねることができるものとする。

（証明書発行要求の作成）

第 6 条 サーバ証明書を使用する加入者は、サーバ証明書発行に必要な鍵ペアの作成及び証明書発行要求(CSR)の作成を行うものとする。その際、証明書発行要求プロファイ

ルは別に定める国立情報学研究所オープンドメイン認証局 2 証明書ポリシー(Certificate Policy) (以下「CP」という。)に従い作成すること。また、鍵ペアのうち秘密鍵については、加入者が厳重に管理・保管しなければならない。

(加入者の確認と申請のとりまとめ)

第7条 登録担当者は、加入者からの証明書発行要求(CSR)を安全な方法によりとりまとめ、別に定める証明書発行申請書により第8条に基づき部会へ証明書発行の申請を行うものとする。その際、登録担当者は以下の各号について確認するものとする。

- 一 加入者の本人性及び実在性
- 二 加入者サーバの管理責任及びドメインの実在性
- 三 加入者が加入者サーバの本人性確認を行っていること

(サーバ証明書の申請)

第8条 登録担当者は、加入者が作成した証明書発行要求(CSR)を含む証明書発行申請書を部会に送付し、サーバ証明書の発行を申請する。なお、申請にあたっては、別途部会から発行する登録担当者用クライアント証明書によって認証を行うものとする。

(サーバ証明書の発行)

第9条 登録担当者の申請に基づき、部会は別に定める手続きにもとづき申請内容を確認し、サーバ証明書を発行する。部会は S/MIME 署名メールを用いて、発行されたサーバ証明書のダウンロード URL を、速やかに加入者に対して通知するものとする。

(サーバ証明書の取得)

第10条 証明書ダウンロード URL を受信した加入者は、速やかに証明書をダウンロードし、加入者が管理するサーバに対して取得した証明書をインストールするものとする。

(サーバ証明書の用途)

第11条 加入者は、サーバ証明書を当該サーバの通信の暗号化及びサーバの実在性確認に利用できるものとする。

(サーバ証明書用途の制限)

第12条 前条に掲げた用途以外でサーバ証明書を使用した場合、部会は、サーバ証明書の有効性について一切の責任を負わないものとする。

(サーバ証明書のプロファイル)

第13条 発行するサーバ証明書のプロファイルは、CP に従うものとする。

(サーバ証明書の失効)

第14条 加入者は、サーバ証明書の発行を受けたサーバの秘密鍵が漏洩した可能性のある場合は、直ちに登録担当者を通じて、部会へ証明書失効の申請を行わなければならない。なお、部会は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、証明書の失効ができるものとする。

- 一 加入者が参加要領および参加要領第6条に定める規程類、その他の法令、規則、規程に基づく義務を履行していない場合
- 二 部会がプロジェクトの終了期間を待たずにプロジェクトを終了する場合

三 オープドメイン認証局の秘密鍵が漏洩した又はそのおそれがあると判断された場合

四 部会が失効を必要とすると判断するその他の状況が認められた場合
(サーバ証明書の使用中止申請)

第15条 加入者は、有効期間の終了を待たずにサーバ証明書の使用を中止する場合は、登録担当者を通じて、部会へ証明書の失効を届け出なければならない。

(サーバ証明書の更新)

第16条 加入者は、サーバ証明書の有効期間を超えて証明書の使用を継続する場合は、証明書の有効期間が満了する二週間前までに登録担当者を通じて、部会へ証明書更新の申請を行うものとする。また、有効期間中であっても証明書記載内容に変更があった場合は、直ちに登録担当者を通じて、部会へ証明書更新の申請を行わなければならない。

(申請内容の変更)

第17条 参加申請書の記載内容について、提出後に変更があった場合、機関責任者は速やかに部会に変更内容を届け出るものとする。また、証明書発行申請書の記載内容について、提出後に変更があった場合、登録担当者は、速やかに部会へ変更内容を届け出るものとする。なお、第2条2項のドメインについて対象ドメインからの削除を行う場合、当該ドメインに発行した全てのサーバ証明書は失効するものとする。加入者はサーバ証明書が使用できないよう、速やかにサーバから削除するものとする。

(証明書記載内容の変更)

第18条 登録担当者用クライアント証明書記載内容について、発行後に変更があった場合、登録担当者は速やかに部会へ変更内容を届け出るものとする。サーバ証明書記載内容について、発行後に変更があった場合、加入者は速やかに当該登録担当者へ変更内容を届け出るものとする。加入者からの変更申請を受けた登録担当者は速やかに部会へ変更内容を届け出るものとする。

(プロジェクトの参加中止)

第19条 本プロジェクトの参加を中止する場合、機関責任者はその旨を部会へ届け出ることとする。この場合、当該機関に発行した全てのサーバ証明書は失効するものとする。加入者は、サーバ証明書が使用できないよう、速やかにサーバから削除するものとする。

(成果の報告)

第20条 機関責任者は、本プロジェクトが別に定める内容について、登録担当者、加入者からの成果をとりまとめ、年度ごとに部会へ報告するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年9月4日から実施する。